第１部
基 本 構 想

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

寿都町は、昭和 44 年に「第１次寿都町総合振興計画」を策定し、以降、時代の変化や町民意向の変化などにそって計画を改定してきました。

「第６次寿都町総合振興計画」（以下「第６次計画」とします。）は平成 12 年２月に策定し、平成 21 年度まで 10 年の長期指針として「自然と歴史の恵みを育む安らぎのまち」を全体テーマに、地域資源のネットワーク化と町政各分野の連携によるまちづくりの基となってきました。

この間、わが国は、本格的な人口減少社会※、少子高齢社会となり、社会保障制度の充実や社会経済構造の改革が強く求められています。また、高度情報化※やグローバル化※、地球環境問題、世界同時不況への対応、さらには、市場化や競争社会、規制緩和などがもたらした格差や貧困の問題などへの対応など、問題山積の状況にあります。

一方、地方のあり方については、平成 12 年４月に施行された地方分権一括法※以降、それまでの中央集権型社会から地方分権型社会へ転換し、寿都町は、基礎自治体として地域独自の個性を優先し、自らが決定する自治の確立をめざして、自己決定・自己責任によるまちづくりの展開が必須となっています。ことに平成 21 年９月の政権交代、新政権発足により、地域主権の旗印のもと地方分権は一層進むものと予測されます。

このような動向をはじめ、町民が求めるまちづくりの方向性などを考えあわせ、これまでのまちづくりの経過を踏まえつつ新たな時代の要請に柔軟に対応し、町民、関係機関・団体等とともに“みんなでつくろう寿の都”をスローガンに、歴史や風、海などの特色ある地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、新たな指針となる第７次寿都町総合振興計画（以下「第７次計画」とします。）を策定します。

２．計画の役割

「総合計画」は、自治体にとって、すべての分野の行財政運営の基本となる最上位計画で、地方自治法に定められたものです。

第７次計画は、寿都町の最上位計画として、今後のまちづくりの方向を示すとともに、町のさまざまな計画は第７次計画に則して立案、実施、評価されるもので、大きく次のような役割をもちます。

1．町民のまちづくり目標

町民にとっては、今後のまちづくりの基本的な方向と、その実現に向けた施策をわかりやすく示し、町民みんなが意欲と責任をもってまちづくりに積極的に参加・協働するための「町民のまちづくり目標」となります。

2．新しい公共経営の基本指針

町の行政にとっては、地域主権の時代にふさわしい個性的で自律したまちづくりを進め、町民生活に資するよう効率的で効果的な新しいスタイルの公共経営を追求し、持続的に経営していくための基本指針となります。

3．国や道への町の主張

国や道に対しては、寿都町の主張を明確に提示し、町として、必要な施策や事業を反映させていくための連携と協働の基礎となります。

3．計画の構成と期間

第７次計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。それぞれの内容と期間は次のとおりです。

基本構想

期間 ⇒ 平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間です。

内容 ⇒ 町がめざす将来像とそれを実現するための基本目標、施策の大綱を示したものです。

基本計画

期間 ⇒ 基本構想と同じく、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間です。

内容 ⇒ 基本構想に基づき、基本目標ごとの主要施策を体系的に定めたものです。

実施計画

期間 ⇒ 実施計画の期間は３年です。毎年度、見直しを行い向こう３年分の計画を作ります。

内容 ⇒ 基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めたもので、毎年度の予算編成の指針となります。実施計画についてはローリング方式※で毎年度見直しを行い、計画的に事業を進めます。

■第７次寿都町総合振興計画の構成と期間

年　度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平　成	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
西　暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019

基本構想	平成 22（2010）～ 平成 31（2019）年度
基本計画	平成 22（2010）～ 平成 31（2019）年度
実施計画	平成 22 ～ 24 年度
	平成 23 ～ 25 年度
	平成 24 ～ 26 年度

毎年度、向こう３年分の見直しを行なう。